八王子市地域づくり推進会議モデル試行実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、八王子市地域づくり推進基本方針（令和２年（2020 年）３月策定）に基づき、地域づくりの取組を推進するに当たり、中学校区に立ち上げる地域づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の制度設計及び全中学校区への本格的な導入を行うために、推進会議のモデル試行を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）地域づくり　　地域が主体的に地域の魅力や課題を把握し、その向上や解決に向けて、地域の多様な活動団体や住民同士、地域と行政が協働していくためのしくみを構築しながら、地域自治の推進を図ることをいう。

（２）地域自治　　『八王子未来デザイン 2040』に掲げる未来を拓く原動力の一つで、「地域のことを自分たちで考え、ともに行動することでみんなの幸せを実現していくこと」をいう。

（３）推進会議　　原則中学校区を単位として、地域づくりの推進に向けて、地域住民等とともに第５条に規定する取組を実施する会議体をいう。

（４）中学校区　　八王子市立学校の指定に関する規則（平成 15 年 8 月 12 日教育委員会規則第 11 号）第２条に規定する通学区域をいう。

（５）地域住民等　　次に掲げる者をいう。

ア　当該中学校区内に居住する者

イ　当該中学校区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ　当該中学校区内で活動する個人及び法人その他の団体

エ　当該中学校区内に存する事務所又は事業所に勤務する者

オ　当該中学校区に存する学校等に在学等する者

カ　その他当該中学校区における地域づくりの推進のために必要と認められる個人及び法人その他団体

（準備会の設置）

第３条　市長は、推進会議の設置に先立ち、別表第１に掲げる中学校区において、次の各号に定める取組を実施するため、当該中学校区の地域住民等により構成する地域づくり準備会を事前に設置することとする。

（１）地域情報を共有し意見交換すること

（２）推進会議の構成及び参加者を検討すること

（３）推進会議の設置に向けて地域住民等の意見の集約を図ること

（推進会議の設置）

第３条の２　市長は、別表第２に掲げる中学校区において、推進会議を設置する。

２　市長は、地域づくり準備会における中学校区ごとの取組状況を踏まえ、次の各号に定める基準を参酌しながら、推進会議の設置を検討・決定することとする。

（１）推進会議設置に向けた地域住民等の意向が確認できること

（２）主体的な取組に向けた基盤があること

（３）地域において顕在化する解決困難な課題の解決に向けた検討ができること

３　推進会議は、原則として中学校区を単位に設置する。

（構成及び参加者）

第４条　市長は、地域住民等に広く推進会議への参加を呼びかけるものとする。ただし、広く地域住民等への生活支援の中心的な役割を担っている次の各号に掲げる団体については、特に参加の呼びかけに努めるものとする。

（１）町会・自治会

（２）住民協議会

（３）民生委員児童委員協議会

（４）青少年対策地区委員会

（５）学校運営協議会

２　前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び同法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者は、推進会議に参加することができない。

３　推進会議に参加する者は、別記様式第１号により、市長に届出を行うこととする。

４　推進会議の参加者を辞する者は、別記様式第２号により、市長に届出を行うこととする。

５　推進会議の参加者は、行政との協働により、次条の各号に掲げる取組を実施する役割を有する。

６　次条の各号に掲げる取組を実施する際の推進会議の参加者に対する報酬は、無報酬とする。

（推進会議の取組）

第５条　推進会議は、地域づくりの推進に向けて、中学校区を基本とする単位において、地域住民等のネットワークを構築するとともに、地域活動の新たな担い手を創出し、地域と行政のさらなる協働に取り組むために、次の各号に定める事項を実施するものとする。ただし、第２号及び第３号については、地域の実情に応じて柔軟に実施することができる。

（１）コミュニティや福祉、環境、教育など、あらゆる分野の地域住民等が一堂に会し、地域情報を共有し意見交換すること

（２）地域の魅力や課題を把握し、それらをまとめた「地域カルテ」を作成すること

（３）地域の将来ビジョンの実現に向けた具体的な取組をアクションプランとしてまとめた行動計画である「地域づくり推進計画」を策定すること
（４）地域住民等の地域活動への参加を促し地域の輪を広げるとともに、地域の魅力の向上や課題解決につながる地域内の連携に向けて、地域住民等間の連絡調整を図ること
（５）地域と行政との連携・調整を強化していくこと
（６）その他行政が提示する課題やテーマに関して議論・検討すること
２　前項各号の規定にかかわらず、推進会議は、特定の団体や個人の利益に寄与することを目的とした取組を行うことができない。
３　第１項各号に掲げる取組を実施するに当たり、推進会議は、必要に応じて、一部の参加者及び参加者以外の地域住民等で構成する会議を、推進会議内に設置することができる。
４　推進会議は、地域と行政の協働により運営する。ただし、運営に当たって必要な事項については、中学校区ごとに定めることができる。

（市の支援及び検証）
第６条　市長は、地域づくり準備会及び推進会議の運営並びにその他の取組に必要な支援を実施するものとする。
２　前項の支援を実施するため、推進会議の事務局を市民活動推進部協働推進課地域づくり担当に置く。
３　市長は、推進会議の制度設計及び全中学校区への本格的な導入を行うため、推進会議と連携しながら、推進会議の単位、構成及び参加者並びに取組に関する検証を重ね、地域づくりの推進を図ることとする。

（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、推進会議のモデル試行の実施に関し必要な事項については別に定める。

（終期）
第８条　本要綱は、令和９年（2027 年）３月 31 日をもって廃止する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年（2021 年）４月１日から施行する。
附　則
１　この改正は、令和３年（2021 年）11 月１日から施行する。
附　則
１　この改正は、令和５年（2023 年）８月 24 日から施行する。
附　則

1　この改正は、令和６年（2024 年）２月 20 日から施行する。

附　則

1　この改正は、令和６年（2024 年）５月 29 日から施行する。

附　則

1　この改正は、令和６年（2024 年）７月 19 日から施行する。

附　則

1　この改正は、令和７年（2025 年）４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

準備会を設置する中学校区

中学校区名	設置年月	備考欄
みなみ野中学校区	令和３年（2021 年）11 月	令和３年(2021 年)12 月 推進会議設置
南大沢中学校区	令和３年（2021 年）11 月	令和３年(2021 年)12 月 推進会議設置
恩方中学校区	令和６年（2024 年）２月	令和６年（2024 年）６月 推進会議設置
加住中学校区	令和６年（2024 年）６月	令和６年（2024 年）９月 推進会議設置

別表第２（第３条の２関係）

推進会議を設置する中学校区

中学校区名	設置年月
（１）長房中学校区	令和３年（2021 年）６月
（２）川口中学校区	令和３年（2021 年）６月
（３）みなみ野中学校区	令和３年（2021 年）12 月
（４）南大沢中学校区	令和３年（2021 年）12 月
（５）恩方中学校区	令和６年（2024 年）６月
（６）加住中学校区	令和６年（2024 年）９月

ただし、（１）及び（２）は、「モデル地区」と呼称する。

別記第１号様式（第４条関係）

令和　　年（　　年）　　月　　日

八王子市長　殿

参　加　届　出　書

地域づくり推進会議への参加について、下記のとおり届け出ます。

記

中学校区		
ふりがな		
氏　　名		
所属及び役職		
自　　宅	住　　所	〒
	電話番号	
	携帯電話	
	Ｅメール	
日中の連絡先 （自宅と同じ場合は記入不要）	宛　　先	
	住　　所	〒
	電話番号	
	携帯電話	
	Ｅメール	
資料の送付先・方法 （どちらかに〇）	（　自宅　・　日中の連絡先　）に（　郵送　・　メール　）送付 ※メールで送れないものについては、郵送させていただきます。	

別記第２号様式（第４条関係）

令和　　年（　　年）　　月　　日

八王子市長　殿

参　加　辞　退　届

地域づくり推進会議について、今後の参加を辞退することを下記のとおり届け出ます。

記

中学校区	
ふりがな	
氏　　名	
所属及び役職	